

仕 様 書

1 業務名

虹ヶ浜海岸及び公衆便所清掃パトロール業務

2 履行期間

令和8年12月1日から令和11年11月30日まで（3年間）

（地方自治法第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条の規定による長期継続契約）

3 業務の場所、面積及び作業内容（表1）

| 名 称   | 場 所          | 面積(㎡)  | 作業内容                                                 |
|-------|--------------|--------|------------------------------------------------------|
| 公衆便所A | 光市虹ヶ浜二丁目10-2 | 11     | (1)床・洗面台・鏡部分拭き及び便器洗浄<br>(2)ごみ及び汚物収集・処分<br>(3)衛生消耗品補充 |
| 公衆便所B | 光市虹ヶ浜二丁目1-3  | 11     |                                                      |
| 公衆便所C | 光市虹ヶ浜三丁目2-1  | 11     |                                                      |
| 公衆便所D | 光市虹ヶ浜二丁目18   | 35     |                                                      |
| 公衆便所E | 光市虹ヶ浜二丁目4    | 11     |                                                      |
| 虹ヶ浜海岸 | 虹ヶ浜海岸一帯      | 27,500 | 拾い掃き、ごみ収集・分別・処分、パトロール                                |

※業務の場所及び範囲の詳細は別紙1参照

4 業務の実施日数、一月当たりの稼働回数及び稼働時間（表2）

| 月 別     | 実施日数 | 稼働回数/月                                          | 稼働時間                |
|---------|------|-------------------------------------------------|---------------------|
| 7・8月    | 24日間 | 公衆便所清掃：2回/日×24→48回/月<br>海岸清掃パトロール：2回/日×24→48回/月 | 午前7:30～午後4:30のうち8時間 |
| 12・1・2月 | 4日間  | 公衆便所清掃：1回/日×4→4回/月<br>海岸清掃パトロール：1回/日×4→4回/月     | 午前8:00～午後5:00のうち8時間 |
| その他の月   | 6日間  | 公衆便所清掃：1回/日×6→6回/月<br>海岸清掃パトロール：1回/日×6→6回/月     | 午前8:00～午後5:00のうち8時間 |

## 5 費用の負担区分

### (1) 委託者が負担するもの

本業務の遂行に必要な光熱水費、トイレトペーパー

### (2) 受託者が負担するもの

ア 本業務の遂行に必要な資材、機械、器具、備品、材料等

イ 本業務に必要な事務用品、文具類等

ウ 作業員の制服

エ 業務開始日から支障なく本業務に従事するための引継ぎに要する費用

オ ごみ袋、掃除用具、洗剤等

カ その他一般的に受託者が負担すべきもの

## 6 業務報告書の提出

受託者は、毎月の業務終了後、業務報告書を提出するものとする。

委託者は、上記報告書を受領後、業務の成果についての検査を行い、検査に合格しなかったときは、受託者は、委託者が指定する日までにその指示に従いこれを補正しなければならない。

## 7 委託料の支払

受託者は、委託者による業務成果の検査に合格した場合、下記の内訳による額を速やかに請求するものとする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じるときは、年度の最初の支払で調整するものとする。

請求金額内訳

- |     |          |                  |
|-----|----------|------------------|
| (1) | 7・8月分    | 年額の150分の48に相当する額 |
| (2) | 12・1・2月分 | 年額の150分の4に相当する額  |
| (3) | その他の月    | 年額の150分の6に相当する額  |

## 8 その他指示事項

(1) パトロール中等において異常等を発見した場合は、直ちに光市に連絡する。

(2) 天候その他の状況によって実施日数、稼働人数及び稼働時間に変更が生ずる場合は、光市の指示に従うこととする。

(3) 仕様書に定める事項又は仕様書に定めのない事項について生じた疑義については、委託者と受託者間で協議の上、解決する。

